

第4次豊田市森づくり基本計画（案）の概要

1 第4次森づくり基本計画とは

- 「豊田市森づくり条例」の目的と基本理念を実現するための長期的な方針「新・100年の森づくり構想」（2018年策定）の基本計画
- 今後10年間に行う施策及び数値目標を定める。※おおむね5年ごとに見直す

<森づくり施策の計画体系>

森づくり条例 (2007～)	目的：「豊かな環境・資源・文化をはぐくむ森林の保全及び創造並びに次世代への継承」 基本理念：①公益的機能が発揮される森づくり ②木材の循環利用を進める森づくり ③地域づくりと一体となった森づくり ④人材育成と共働による森づくり
新・100年の森づくり構想 (2018～2038)	・100年先を見据えた森づくりの方向性 ・概ね20年間の基本的施策の考え方 ※必要に応じて見直し、前は10年で見直し
第4次基本計画 (2023～2032)	・今後10年間に行う施策及び数値目標 ※おおむね5年ごとに見直し

<参考>新・100年の森づくり構想（2018年～2038年）のポイント

取組の方向性

- これまでの過密人工林の一掃に向けた間伐の推進など重点的な取組を継続
- 一方で、森林・林業を取り巻く厳しい環境を踏まえた様々な課題への対応

1 新しい森林区分（ゾーニング）の設定

- ・森林の立地条件等に応じた「木材生産林」や「針広混交誘導林」などの森林区分（ゾーニング）と区分ごとの森林管理の基本方針の設定

2 人工林の整備状況の評価と目標の再設定

- ・10年間（2028年まで）に「過密ステージ」にある人工林を解消

3 人工林の目標林型の設定と将来木施業の導入

- ・公益的機能を持続的に発揮する森林の最終的な姿（目標林型）を4つ設定し、「将来木施業」という逆算方式（バックキャスト）の施業により誘導

4 木材生産・流通の低コスト化

- ・地形に応じた効率的な作業システムとしてタワーヤードなど架線系集材の導入検討
- ・中核製材工場の稼働を契機とした原木直送体制の構築など流通コストの削減

5 森林保全のルールの新規設定

- ・山地災害等防止における重要エリア及び大規模皆伐の上限面積の設定

6 森づくり人材の育成

- ・森づくりを担う人材像として「森林施業プランナー」「森林作業員」「市フォレスター」を設定
- ・国内外の林業教育・研究機関と連携しながら、森づくり人材を育成



参考
令和5年1月19日
とよた森づくり委員会

2 森づくりの現状と課題

現状（第3次基本計画実績）

今後の課題

<基本理念1 公益的機能が発揮される森づくり>

- ・団地化は順調に進捗
団地化面積 14,336ha（2021）
→ 私有林人工林の53%に到達
- ・間伐は900ha/年前後で推移
→ 過密ステージは残 3,300ha（2021）
移行ステージは残 9,900ha（2021）
※2028年の過密ステージ解消は困難
- ・森林区分（ゾーニング）や目標林型に沿った将来木施業は未導入
団地化や間伐の実態とかい離

- ・団地化が困難な人工林への対応
- ・間伐面積の増大と間伐目標の見直し
- ・公益的機能が発揮される持続可能な森づくり手法の再検討
→ これまでの間伐効果の検証
→ 森林区分（ゾーニング）の再検討
→ 目標林型への誘導策の検討
→ 森林所有者の森林離れへの対応

<基本理念2 木材の循環利用を進める森づくり>

- ・森林組合がタワーヤードの導入を決定（2023）
- ・中核製材工場を誘致（2018）
→ 素材生産量は約2倍に増加
16,006 m³/年（2016）→30,581 m³/年（2021）
- ・地域材コーディネーター組織が設立
- ・公共施設等での木材利用推進

- ・タワーヤードの運用方法の確立
- ・中核製材工場の安定的な運営支援
- ・林道の維持管理コスト抑制
- ・増加する林道災害への対応
- ・地域材の市場開拓と供給体制の確立
- ・地域材の加工流通事業者の育成と支援

<基本理念3 地域づくりと一体となった森づくり>

- ・モデル事業に着手（2021～）
押井地域森づくり会議（旭地区）

- ・知見の蓄積と推進方策の確立
- ・他地域への横展開

<基本理念4 人材育成と共働による森づくり>

- ・森林組合が森林作業員の新卒採用開始
岐阜県森林文化アカデミーへ2年間研修派遣
→毎年3名、累計9名（2020～）
- ・森林文化アカデミーにおいて、森林組合職員向けに森林施業プランナー研修を実施
- ・森林作業員の雇用給与形態の見直し
正規雇用化、日給月給制への移行（2020～）
- ・森林作業員の安全技術向上研修の開始
- ・森林環境教育のリニューアル（2022～）
→ 裾野を広げる内容を拡充
→ 多様な主体による実施体制に移行

- ・森林作業員の育成体制の構築
- ・森林作業現場の環境改善
→ 安全な作業現場づくり
- ・森林環境教育のコンテンツの充実
市民や事業者などとの連携拡大

おもな外部環境要因

- ・森林への関心の高まり（カーボンニュートラル、SDGs、原油・エネルギー高騰等）
- ・森林所有者の森林に対する意識の希薄化（森林離れの進行、森林を手放したい所有者の増加）
- ・森林環境税の開始に伴う市民理解の重要性の増加（森林環境譲与税の有効活用）
- ・デジタル技術を始めた技術進歩
- ・人件費の増加と人手不足の深刻化 など

3 第4次基本計画の策定方針

現構想に基づき施策を推進する一方で、次のステージ（次期森づくり構想）に向けて、持続可能な森づくりにつながる課題検討などを並行して進める。

- 「新・100年の森づくり構想」に基づき、間伐による人工林の健全化を継続する。
- 次期森づくり構想（5年後に策定予定）に向けて、これまでの取組の評価と森林の現況を把握し「森林管理の基本方針」の内容（ゾーニング、施業方法等）を再検討する。
- 公益的機能が発揮される森づくりを次世代に継承するため、森林関連産業や地域づくりとの連携、人材育成などの仕組みの構築に取り組む。
- 計画推進にあたっては、森林環境譲与税を有効に活用するほか、カーボンニュートラルやSDGs、デジタル技術の進歩といった森林施策を取り巻く環境変化に柔軟に対応し、施策推進の追い風としていく。

4 第4次基本計画のポイント

(1) 第3次基本計画からの大きな変更点

- ア 団地化の2027年度末の完了を目標に設定
並行して団地化が困難な人工林への対応について着手
- イ 間伐の指標を健全化が必要な人工林の残り面積に変更
 - ・指標を年間の間伐面積から過密ステージと移行ステージの人工林の残り面積に変更
 - ・過密ステージの人工林の解消を2027年度末から2032年度末までに変更

指標	第3次基本計画		第4次基本計画	
	間伐面積 (ha/年) ※ステージの区分なし		過密ステージの人工林面積 (ha) 移行ステージの人工林面積 (ha)	
基準値	986ha (2016)		過密ステージ 3,300ha (2021) 移行ステージ 9,900ha (2021)	
目標値	2022	2027	2027	2032
	1,200ha/年を維持 構想：2027年度末に過密ステージ解消		過密 1,700ha 移行 8,100ha	過密 0ha 移行 6,300ha

(2) 明確に位置付けた施策

- ア 林業用路網の維持管理コストの低減
優先度に応じた維持管理、施設監視型管理への転換
- イ 森林作業員の安全教育の強化（職場環境の改善による定着率向上）

(3) 再検討する事項

- ア 森林区分（ゾーニング）、目標林型の再設定、施業方法の確立
- イ 過密人工林等の分布状況など森林の現況把握

(4) 新たに着手する課題

- ア 今後の森林管理の在り方の検討（森林所有者の管理意欲の低下への対応）
- イ 利用間伐適地の設定（効率的な路網整備と管理、利用間伐のコスト改善、森林保全）
- ウ 矢作川流域など近隣地域への地域材の展開
- エ 森づくり人材の育成機関設置の可能性検討
- オ 企業による森づくりの推進

5 具体的取組（施策体系と主な取組）

<基本方針1 公益的機能が発揮される森づくり>

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 過密人工林の健全化 2 持続可能な森づくりに向けた仕組みの整備 3 森林情報基盤の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・森づくり会議における団地化の2027年度末完了 ・間伐実施状況の把握と間伐面積の維持・拡大 ・ゾーニング（森林区分）と目標林型の再設定 ・今後の森林の管理の在り方の検討 ・森林情報の一元化と森林の現況把握 |
|---|--|

<基本方針2 木材の循環利用を進める森づくり>

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 4 経済と保全のバランスがとれた木材生産 5 効率的な林業用路網の管理と整備 6 地域材の流通と利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用間伐適地の設定と誘導 ・新作業システム（タワーヤーダ）の運用方法の確立 ・優先度に応じた基幹路網の維持管理 ・施設監視型管理への転換 ・作業道を中心とした効率的な路網整備への移行 ・中核製材工場を中心とした原木流通体制の検証 ・大径材や未利用の森林資源の活用策の検討 ・地域材の供給体制の強化とプロモーション展開（公共施設等利用促進、矢作川流域や近隣へ展開） ・地域材の価値創造 |
|--|---|

<基本方針3 地域づくりと一体となった森づくり>

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 7 山村振興と森づくりの融合 | <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区の増加から支援の在り方を検討 ・森林資源を活用した地域産業の振興 |
|--|---|

<基本方針4 人材育成と共働による森づくり>

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 8 森づくり人材の確保・育成 9 森づくりに対する市民理解の醸成 10 共働による森づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林組合における人材確保 ・森林作業員の安全教育の強化（職場環境の改善） ・森づくり人材の育成機関設立の可能性検討 ・林業事業者の支援検討 ・森林環境教育の多様なコンテンツの充実 ・幅広い市民への情報発信 ・市民及び企業による森づくりの推進 |
|--|--|